

自治功労者表彰

毎年、二月十一日の市制施行記念日に行っている自治功労者の表彰式が、今年も同日、市役所大会議室で行われました。

式は、星野市長のあいさつの後、四団体と七十人に表彰状と記念品が贈られ、受賞者は多数の来賓から祝福を受けました。

受賞者 (敬称略)

- 各種功労
 - ▽七里納税貯蓄組合 (納税功労) ▽安川町納税貯蓄組合 (納税功労) ▽稲荷町一丁目国民健康保険料納付組合 (納付功労) ▽西町太子会 (公益福祉功労) ▽大島正一 (同) ▽佐藤安重 (同) ▽鈴木島吉 (産業功労) ▽中山勝一 (同) ▽大竹秀男 (同) ▽古日山一 (同)

自治功労者表彰



みんなのひろば

- 男 (同) ▽吉新シナ (同) ▽小暮博藏 (観光産業功労) ▽高橋茂 (経済功労) ▽伊藤澄子 (消防功労) ▽宮田庄吾 (同) ▽上尾政雄 (同) ▽仁保タケ (教育功労) ▽野口清 (体育功労) ▽小林芳樹 (環境衛生功労) ▽宇佐見武治 (同) ▽加藤寅吉 (同)
- 日光市助役 ▽斎藤善藏 (八年)
- 日光市選挙管理委員 ▽小西陸三 (三十二年) ▽野口卯一 (二十年) ▽小久保充夫 (八年)
- 日光市教育委員 ▽谷田貝憲介 (八年)
- 日光市小来川財産区議会議員
 - ▽佐藤節夫 (二十四年) ▽佐藤佐吉 (同) ▽福田和夫 (二十年) ▽星野武市 (十二年) ▽佐藤理一 (八年)
- 保護司 ▽斎藤義夫 (二十五年)
- ▽植木豪順 (同) ▽松本武 (同)
- 民生委員 ▽小林光雄 (十年)
- ▽森安二郎 (同) ▽佐藤立春 (同)
- 日光市立学校医 ▽森島春男 (三十年) ▽篠崎尚次 (同) ▽宮川美一 (同) ▽小西健之 (二十六年)
- ▽岡一明 (十年) ▽宮川淳 (同)
- 日光市保健委員 ▽高橋淳二 (二十年) ▽森善四郎 (十年)
- 日光市社会教育委員 ▽内海愛次郎 (十年) ▽中里昌念 (同)
- 自治会長 ▽野口清 (十五年)
- ▽大島謹一郎 (同) ▽金子武 (十年) ▽小林芳樹 (同) ▽船越達仁 (同) ▽斎藤勝衛 (同)
- 日光市立学校教職員 ▽星野聡郎 (三十五年) ▽三木春男 (二十五年) ▽藤原美佳子 (同) ▽橋本泰子 (同) ▽渡辺和俊 (十五年) ▽尾田捷子 (同)
- 日光市職員 ▽星野喜四郎 (三十五年) ▽入江忠男 (二十五年)
- ▽豊田実 (同) ▽斎藤昭 (同) ▽井上忠雄 (同) ▽船越進 (同) ▽埜田弘則 (十五年) ▽斎藤昭一 (同) ▽和気喜一 (同) ▽春日井正興 (同) ▽佐藤喜八 (同) ▽沼尾吉太郎 (同)

人事

カッコ内は前職名 (敬称略)

- 市役所
 - ▽退職 今井任一 (福祉事務所主幹、一月二十七日付) ▽退職 鈴木吉親 (清滝出張所長、二月五日付) ▽退職 岸野節男 (収入役、二月七日付)

善意銀行

一月中旬に、日光善意銀行に預託された方々は、次のとおりです。善意あふれたご協力に、厚く感謝いたします。(敬称略)

- ◎下野三楽園に ▽竹沢啓三 (下鉢石町) 千円
- ◎老人福祉に ▽柴田牧人 (御幸町) 四千元 ▽鶴島俊一郎 (安川町) 千円
- ◎市内の恵まれない子に ▽植木善見 (匠町) 二千元
- ◎市内の交通遺児に ▽匿名 四千元
- ◎社会福祉に ▽東町太子講 二万円
- ◎市内の身体障害者に ▽親和会 孔版社有志 (清滝) 四千元
- 【物品預託】
- ◎新細尾老人クラブに ▽斎藤主計 (新細尾町) カラーテレビ一台
- ◎寝たきり老人に ▽鶴島アヤ (安川町) オシメ二十枚

人口	24,796人	12月中の異動
男	12,218人	(出生) 17人
女	12,578人	(死亡) 13人
世帯	7,238世帯	(転入) 33人
		(転出) 80人

- ◎寝たきり老人に ▽西岡一郎 (上鉢石町) 十万円 ▽永井重平 (久次良町) 十万円
- ◎老人福祉に ▽斎藤主計 (新細尾町) 五万円 ▽鈴木稔 (上鉢石町) 五万円
- ◎寝たきり老人に ▽西岡一郎 (上鉢石町) 十万円 ▽永井重平 (久次良町) 十万円
- ◎老人福祉に ▽斎藤主計 (新細尾町) 五万円 ▽鈴木稔 (上鉢石町) 五万円
- ◎寝たきり老人に ▽鶴島アヤ (安川町) オシメ二十枚
- ◎寝たきり老人に ▽鶴島アヤ (安川町) オシメ二十枚
- ◎寝たきり老人に ▽鶴島アヤ (安川町) オシメ二十枚

香典返し廃止による寄付

地方債

暮らしの中の自治用語

地方債は、地方団体が歳出の財源として国の資金運用部、市中銀行などから借り入れる長期の借入金です。地方債は、後年度の財政運営に負担を及ぼす地方団体の借金ですから、建設事業費の財源、

出資金・貸出金の財源、公営企業の経費の財源など一定の事業の財源として発行する場合に限り認められており、いわゆる赤字地方債の発行は原則として禁じられています。また、地方債の発行については、あらかじめ自治大臣または知事の許可が必要とされています。地方債の増加は、地方団体の財政運営上決して好ましいことではありませんが、最近の地方財政の悪化に伴い、その発行額は年々増加しています。昭和五十三年度の地方財政計画上は、四兆円(歳入の一二%)の発行が見込まれており、地方税、国库支出金、地方交付税に次ぐ主要な財源になっています。